

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日起る翌日が休日は、その日付)

## 鳥取県告示第六十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり新たに町の区域を画し、並びに字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があるので、同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の新設並びに字の区域の変更及び廃止は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三十三条第四項後段の規定に基づく鳥取新都市土地区画整理事業（十六工区）の宅地の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成七年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する町の名称	若葉台南四丁目の名称
同上の区域（平成六年十月十九日現在の地番による。）	生山字犬聲谷四二九の一、四二九の二、四三〇、四三一、四三二の一、四三一の次二及びこれらと一体をなす国有地 生山字芦谷四三三の二、四三四の一、四三四の二、四三五の一、四三五の二、四三六、四三六の二、五七五の二から五七五の三まで、五七五の四の一部及びこれらと一体をなす国有地 生山字洞々谷四四一、四四一の一、四四二、四四三の一部、五七六の二の一部、五七六の五の一部、五七六の九の一部、五七六の一〇の一部及び四四二と一体をなす国有地 生山字本谷口の全域 生山字獻上谷五七一の二から五七一の四までの一部、五七三、五七四

## ◇公 告

- 第一種大規模小売店舗の出店調整処理状況（中小企業課）

## 目 次

- 町等の区域の新設等（市町村振興課）
- 字の区域の変更（・々）
- 字の区域の変更等（・々）

- 土地改良事業の認可（四件）（農村整備課）

- 土地改良法による換地処分（二件）（・々）

- 保安林の指定解除（森林保全課）

- 保安林の指定予定（二件）（・々）

- 保安林の指定解除予定（六件）（・々）

- 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについて同意を求めるための発起人の届出（水産課）

- 基本測量の終了（管理課）

- 土地区画整理法による換地処分（都市計画課）

- 開発行為に関する工事の完了（二件）（・々）

- 都市計画法第六十六条による告示（二件）（・々）

- 歯科技工士試験の実施（医務薬事課）

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成六年十月十九日現在の地番による。）
生山字大聲谷	生山字大聲谷のうち四二九の一、四二九の二、四三〇、四三一、四三一の一、四三一の次一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
生山字芦谷	生山字芦谷のうち四三三の一、四三四の一、四三四の二、四三五の一、四三五の二、四三六、四三六の二、五七五の一から五七五の三まで、五七五の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
生山字洞々谷	生山字洞々谷のうち五七一の二から五七一の四までの一部、五七六の二の一部、五七六の五の一部、五七六の九の一部、五七六の一〇の一部及び四四一と一体をなす国有地以外の区域

廃止する字の名称	生山字本谷口
----------	--------

## 鳥取県告示第六十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、府長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による美歎地区の換地処分の公告のあつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成七年一月二十七日

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成六年九月一日現在の地番による。）
大字美歎字大田	大字美歎字宮ノ前二六三次一、九一四の一と一体をなす国有地の一部
大字美歎字宮ノ前	大字美歎字宮ノ前のうち二六三次一、九一四の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字美歎字赤尾	大字美歎字大田のうち二六四の三の一部、二六五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

  

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成六年九月一日現在の地番による。）
大字美歎字小繩手	大字美歎字大田二六四の三の一部、二六五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字美歎字赤尾	大字美歎字赤尾のうち二七三の五の一部及びこれと一体をなす国有地の一部並びに二七三の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字美歎字牛転美	大字美歎字牛転美三〇三の一の一部及びこれと一体をなす国有地

  

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成六年九月一日現在の地番による。）
大字美歎字赤尾	大字美歎字赤尾二七三の五の一部及びこれと一体をなす国有地の一部並びに二七三の一と一体をなす国有地の一部
大字美歎字牛転美	大字美歎字牛転美のうち三〇三の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字美歎字牛転美	大字美歎字牛転美のうち三〇三の六と一体をなす国有地の一部並びに八〇三の六と一体をなす国有地の一部

			地
大字美歎字牛転美谷	大字美歎字牛転美谷のうち三〇九及びこれと一体をなす国有地の一部並びに八〇三の六と一体をなす国有地以外の区域		
大字美歎字柿ヶ坪	大字美歎字柿ヶ坪のうち三二一、三二一の一、三二一の三、三二二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域		
大字美歎字小繩手	大字美歎字小繩手のうち三四三、三四三の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域		
大字美歎字清水谷	大字美歎字清水谷のうち三四三、三四三の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域		
大字美歎字小繩手	大字美歎字小繩手のうち九一四の一、九一五の二以外の区域		
	鳥取県告示第六十二号		
	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、國府町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条例の規定により告示する。		
	この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による三代寺地区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。		
	平成七年一月二十七日		
	鳥取県知県 西 尾 邑 次		
区域を変更する字の名称	同上の区域（平成六年三月三十日現在の地番による。）		
水 大字三代寺字仕揚	大字三代寺字仕揚水のうち一五の五、一六の七以外の区域		
大字三代寺字粟井			谷
大字三代寺字粟井	大字三代寺字粟井のうち三〇九の一部及びこれと一体をなす国有地の一部		大字三代寺字粟井
大字三代寺字笑道	大字三代寺字笑道の全域		
大字三代寺字袋谷	大字三代寺字袋谷のうち七九、四五七の一、四五八と一体をなす国有地の一部		
大字三代寺字笑道	大字三代寺字笑道の全域		
大字三代寺字袋牛	大字三代寺字袋牛のうち七九、四五七の一、四五八と一体をなす国有地の一部		
大字三代寺字袋谷	大字三代寺字袋谷のうち七九、四五七の一、四五八と一体をなす国有地の一部		
大字三代寺字柴ノ坂	大字三代寺字柴ノ坂八四、八四の一、八五、八六、八七の一、八七の二、八八、八九の一、八九の二、九〇、九一、九一の一、九二から九七まで、九七の一、九八、九九、一〇〇の一、一〇〇の二、一〇一から一〇三まで、一〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地		
大字三代寺字栗牛	大字三代寺字栗牛一〇五の一部、一〇五の一及びこれらと一体をなす国有地		
大字三代寺字栗井	大字三代寺字栗井谷のうち七九、四五七の一、四五八と一体をなす国有地の一部		
大字三代寺字柴ノ坂	大字三代寺字柴ノ坂一〇四の一部及びこれと一体をなす国有地の二の一部、一〇七の一の一部、一〇七の二、一〇八から一〇まで、一一〇の一、一一一の一、一一一の二、一二二、一二一		
大字三代寺字焼地	大字三代寺字焼地のうち一八の一部、四五一の一の一部及び		

大字三代寺字五萬田	大字三代寺字勝負谷	大字三代寺字芳ヶ谷
大字三代寺字亀谷	大字三代寺字勝負谷	大字三代寺字杉町の全域
大字三代寺字五萬田一八九の四の一部及びこれと一体をなす国有地の一部 有地の一部	大字三代寺字勝負谷一七一の一部、一七八から一八二までの一部及びこれと一体をなす国有地の一部 大字三代寺字勝負谷四九五の三の一部	大字三代寺字奥山提下の全域 大字三代寺字栗牛の全域
大字三代寺字亀谷一七六の二の一部、五〇六の七の一部と一体をなす国有地の一部 大字三代寺字發向田一七八から一八二までの一部及びこれと一体をなす国有地の一部 大字三代寺字五萬田のうち一八九の四の一部、一九〇の一の一部	大字三代寺字亀谷のうち一七六の二の一部、四九五の三の一部、四九五の四、五〇六の七の一部、五〇七及びこれと一体をなす国有地並びに一七六の二の一部と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字三代寺字亀谷四九五の四	大字三代寺字勝負谷一七一の一部、一七八から一八二までの一部及びこれと一体をなす国有地の一部 大字三代寺字勝負谷一七一の一部、一七八から一八二までの一部及びこれと一体をなす国有地の一部 大字三代寺字勝負谷一七一の一部、一七八から一八二までの一部及びこれと一体をなす国有地の一部 大字三代寺字勝負谷一七一の一部、一七八から一八二までの一部及びこれと一体をなす国有地の一部

廃止する字の名称	大字三代寺字山越通	大字三代寺字穴清水
大字三代寺字粟井谷口、大字三代寺字奥笑道、大字三代寺字柴ノ坂、大字三代寺字口栗牛、大字三代寺字中栗牛、大字三代寺字奥栗牛、大字三代寺字奥山提下、大字三代寺字杉町、大字三代寺字發向田、大字三代寺字無領田	大字三代寺字山越通のうち四七四の二、四七四の三以外の区域 大字三代寺字壱町田のうち四五一と一体をなす国有地の一部以外の区域	大字三代寺字山越通のうち四七四の二、四七四の三以外の区域 大字三代寺字壱町田のうち四五一と一体をなす国有地の一部以外の区域

**鳥取県告示第六十三号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（官農活性化）三江地区農業用排水及び暗きよ排水）を平成七年一月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成七年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第六十四号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）福米地区農業用排水及び暗きよ排水）を平成七年一月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成七年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第六十五号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、若桜町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業屋堂羅地区農道整備）を平成七年一月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成七年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第六十六号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、東伯町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業倉坂地区区画整理）を平成七年一月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成七年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第六十七号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、国府町が行う土地改良事業に係る三代寺地区の換地処分をした旨の届出があるので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成七年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第六十八号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、国府町が行う土地改良事業に係る美歎地区の換地処分をした旨の届出があるので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成七年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第六十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字八束水字觀音谷二六四九の五（次の図に示す部分に限る。）、二六

四九の一

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び気高町役場に備え置いて縦覧に供する。

**鳥取県告示第七十号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

鳥取市浜坂字北裏山一三八五の一六から一三八五の一八まで、一三八六の四、一三八六の一三

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐は、択伐による。

（二）主伐として伐採をことができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。

**鳥取県告示第七十一号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字三徳字上段原頭一七六

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をことができる立木は、天神川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第七十二号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡佐治村大字加瀬木字イモフ谷二五五四の二・字西下モ河原二五五三の四・二  
五五三の五（以上三筆国有林）、二五五三の三

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

**鳥取県告示第七十三号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡赤崎町大字尾張字ハツタヒ三七一の三・三七一の五・字高平三七二の二・三七二の四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び赤崎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第七十五号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字大木屋字母里山五七五の三、五七六（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第七十六号**  
次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町岩立字樹水高原四の二〇・五の八・五の九・六の五・七の一・八の一・一二の八四・一二の一六〇（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

（次の図）は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第七十八号**

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第一百八条の二第二項及び第三項に規定する同意を求めるために、発起人になろうとする旨の届出があったので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二にお

**三 解除の理由**

農道用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第七十七号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町岩立字樹水高原四の二〇・五の八・五の九・六の五・七の一・八の一・一二の八四・一二の一六〇（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

（次の図）は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。）

いて準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者 の住所及び氏名	加入区	漁業の区分	場所	漁業者調査の総覧
岩美郡岩美町大字小羽 尾二四六	東加入区			
<b>漁業災害補償法 第一百四条第二号 に掲げる漁業</b>				
田中 小次郎 岩美郡岩美町大字陸上 二二八二				
中嶋 壮史 岩美郡岩美町大字田後 四一七				
西山 多美雄 岩美郡岩美町大字田後 三〇九				
湯口 幸雄 岩美郡岩美町大字田後 三七五	田後加入区			
山根 猛 岩美郡岩美町大字網代 二八一一一七				
浜田 達美 岩美郡岩美町大字網代 三八九一一一				
網代加入区				
合業協同組 網代港漁	協同組合 田後漁業	東漁業協 同組合	期間	

母木俊雄

東伯郡赤崎町大字赤崎  
一九六八一二

田中弘美  
東伯郡赤崎町大字赤崎  
一二三四

林原勤  
東伯郡東伯町大字逢束  
六五七

橋本時之

赤崎加入区

鳥取市賀露町一七五七  
一三〇二

船本幸作  
鳥取市賀露町一一六四  
一五

有限会社 協幸水產  
鳥取市賀露町一三九三  
岸重成

鳥取市賀露町一七五七  
一三〇二

船本幸作  
鳥取市賀露町一一六四  
一五

有限会社 協幸水產  
鳥取市賀露町一三九三  
岸重成

鳥取市賀露町一七五七  
一三〇二

有限会社 興洋水產  
岩美郡岩美町大字浦富  
二四七六

浜野久男  
吉澤治美  
尾三五六

岩美郡岩美町大字小羽

東加入区

鳥取県告示第七十九号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があつたので、同条第三項の規

赤崎町漁業協同組  
平成七年一月二十七日から二月十日まで

業 及 及 業	小型いか釣漁業 及び小型定置漁	沖合底びき網漁	合 業 協 同 組 合
業 及 及 業	浦富漁業	賀露漁業	
業 及 及 業	東漁業協 同組合	協同組合	

定により告示する。

平成七年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理事長 小田 貢

米子市河崎字御建古地灘道西  
開発許可を受けた者の住所及び氏名  
米子市河崎五八〇

医療法人 真誠会

- 一 作業種類 基本測量（一等磁気測量）
- 二 作業地域 八頭郡郡家町
- 三 終了年月日 平成六年十二月十五日

**鳥取県告示第八十二号**  
次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。  
平成七年一月二十七日 鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百九号）第一百三十三条第三項の規定に基づき、地域振興整備公団から鳥取新都市土地区画整理事業（十六工区）の宅地について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成七年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号  
平成六年十一月三十日 鳥取県指令受都計三一一一第十九号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称  
米子市安倍字切貫谷上
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
松江市嫁島町一一一一一  
積水ハウス山陰株式会社  
代表取締役社長 大橋孝司

- 鳥取県告示第八十一号  
次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。  
平成七年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第八十三号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

- 一 開発許可の年月日及び番号  
平成五年八月三十日 鳥取県指令受都計三一一一第九号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称

## 鳥 取 県 公 報

平成七年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県

## 三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目111〇

## 四 事業地の所在

1 収用の部分 平成五年一月鳥取県告示第四十一号の事業地に鳥取市秋里字皆竹畑  
及び字東皆竹を加え、同市秋里字出張、字宮ノ出口及び字松下地内  
において事業地を変更する。

2 使用の部分 なし

## 鳥取県

## 三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目111〇

## 四 事業地の所在

1 収用の部分 鳥取市福吉町、金森町、旭田町、新町二丁目、大正町及び大正町一  
丁田地内

2 使用の部分 なし

## 鳥取県告示第八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百四十九号）第六十三条第一項において準用する同法第六  
十一条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があつたので、  
同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成7年1月27日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

告

公

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第1号）附則第2条の規定により、歯  
科技工士試験を次のとおり実施する。

平成7年1月27日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

告

公

## 1 試験期日

学説試験 平成7年3月6日（月）午前9時から  
実地試験 平成7年3月5日（日）午前9時から

## 2 試験場所

鳥取市富安二丁目84 鳥取歯科技工専門学校

## 3 試験科目

学説試験 歯牙解剖、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正技工学、小児歯科技  
工学、歯科铸造学、歯科理工学及び関係法規

一 都市計画事業の種類及び名称  
鳥取都市計画道路事業 三・四・十号倉吉由良線、三・六・六号仲野町大正町線及  
び三・五・十八号瀬崎町金森町線

二 施行者の名称

平成7年1月27日曜日

- 実地試験 歯科技工実技
- 4 受験資格  
次のいずれかに該当する者であること。  
(1) 厚生大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（平成7年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）  
(2) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者  
(3) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者
- 5 受験願書の受付期間  
平成7年2月9日（木）から同月17日（金）までの日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）  
なお郵送の場合は、平成7年2月17日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。
- 6 受験願書の提出先  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部医務薬事課
- 7 受験願書の添付書類  
(1) 履歴書（所定の様式によること。）  
(2) 受験資格を証する書類  
ア 4の(1)に該当する者は、卒業証明書又は卒業見込証明書（卒業見込証明書を提出した者にあっては、平成7年3月31日までに卒業証明書を提出すること。）  
イ 4の(2)に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類  
ウ 4の(3)に該当する者は、外国の歯科技工士学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類  
(3) 写真（手札形台紙付とし、出願前6か月以内に脱帽で正面から撮影したもので、その裏面に（シギ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載したものとする。）

## 8 受験手数料及び納入方法

受験手数料は、28,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の右上余白部にはり付けること。この場合、消印しないこと。

## 9 合格者の発表等

平成7年3月17日（金）正午に、合格者の受験番号を鳥取県庁本庁舎の一階掲示板に掲示するとともに、当該合格者には合格証書を交付する。

## 10 その他

- (1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。  
(2) その他受験についての詳細は、鳥取県福祉保健部医務薬事課（電話番号0857-26-7189）に照会すること。

平成6年度第3四半期（10月～12月）内の第2種大規模小売店舗の新設及び種別変更に係る出店調整処理状況を次のとおり公表する。

平成7年1月27日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 1 平成6年度第3四半期内に出店調整の処理手続が終了した案件の出店調整の処理期間別件数

処理期間	3月以内のもの	3月を超えるもの	6月を超えるもの	9月を超えるもの	12月以内のもの	合計
件 数	0	3	0	0	0	3

備考

この表において「処理期間」とは、次に掲げる各期間を合計した期間をいう。

1 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第3条第1項又は第3条の2第1項の規定による

届出（以下「法3条等届出」という。）がされた日から地元説明終了の日まで

2 法第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出（以下「法5条等届出」という。）がされた日から法第7条第1項の規定による勧告を行った日（勧告を行わない場合は、同項の期間が満了する日）まで

2 平成6年12月31日現在の出店調整の処理状況別件数

処理状況	法3条等届出以後地元説明終了以後法5条等届出前のもの	地元説明終了後法5条等届出前のもの	法5条等届出以後鳥取県大規模小売店舗審議会の意見聴取終了以前のもの	意見集約中のもの	鳥取県大規模小売店舗審議会で審議中のもの	合計
件 数	5	0	1	0	1	7